



全日三重

Vol-397
2022.11.25

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号

TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833
<https://mie.zennichi.or.jp/>

普通財産の管理処分等業務に係る業務委託について

東海財務局

財務省東海財務局では、国有財産（普通財産）の管理処分等業務を各県毎に宅地建物取引業者の方に委託しており、令和5年度から令和7年度までの3か年につきましても、一般競争入札（総合評価方式）により業者選定のうえ委託いたします。

下記のとおり、入札説明会を開催しますので、出席を希望される方は、12月9日17時までに下記照会先までお申込みをお願いいたします。

- 【開催日時】 令和4年12月13日（火） ① 管理処分等業務 10時00分～
② 境界画定補助業務 14時00分～

【場 所】 東海財務局 4階西会議室（名古屋市中区三の丸3-3-1）

【照会先】 東海財務局管財部 国有財産調整官 業務委託担当 TEL 052-951-2782（ダイヤルイン）

詳細は、東海財務局ホームページ（<https://lfb.mof.go.jp/tokai/tokai/pagetk00100002.html>）をご確認ください。

改正所有者不明土地法の施行について

本年5月に公布された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第38号）」が令和4年11月1日に施行されました。

施行に併せて、基本方針の改正や、制度運用の参考となるガイドライン等の作成・改訂が行われました。

○法改正の概要

1. 所有者不明土地の利用の円滑化の促進

- ・所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」の対象事業に備蓄倉庫等の災害対策に関する施設、再生可能エネルギー発電設備の整備を追加
- ・地域福利増進事業のための土地の使用権の上限期間の延長、手続きの迅速化 等

2. 災害等の発生防止に向けた所有者不明土地の管理の適正化

- ・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による代執行等の制度を創設 等

3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

- ・市町村は、所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能 等

詳細につきましては、下記国土交通省ホームページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

「令和4年度第3回eラーニングによる法定研修会」実施中！

三重県本部では、下記のとおり、令和4年度第3回法定研修会をeラーニングにて実施していますので、是非ご受講をお願い申し上げます。

※ 実施期間 令和4年10月15日～12月15日（木）

- ※ 講義内容 (1) 最近の重要事項説明に関するトラブル事例とその対応について
(2) 住まいの税制のポイントをつかむ

※どちらか一方の科目の受講では第3回研修会出席にはなりませんので、必ず2科目の受講をお願いします。

※研修済証は必要な方のみダウンロードしてください。

新入会員のご紹介

入会日	免許番号	商号	代表者	所在地	TEL
R4.10.20	(1)3728	㈱西村商店	西村 浩之	北牟婁郡紀北町長島 2086-15	0597-47-0475

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。